

# 会 議 録

## 1 会議名

令和5年度 第1回上越市介護保険運営協議会

## 2 議事

### (1) 第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画策定について

①計画策定に向けたスケジュールについて

②計画策定に向けたアンケート調査について

### (2) 地域包括支援センターに関する次期委託契約について

## 3 開催日時

令和5年5月24日（水）午後4時～午後5時

## 4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎 401会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：羽尾和久、富井美穂、熊木敏夫、古川和代、竹内明美、竹山貞子、  
中澤健一、馬場隆信、佐藤秀子、青山昇、中川博之、竹田圭介、  
矢澤智也、和栗健、倉茂浩司、原等子、吉村敏樹、小山敏、  
大滝幸治、南部ヒロ子
- ・事務局：小林健康福祉部長、星野高齢者支援課長、橋本副課長、伊藤副課長、  
清水係長、荒川係長、森係長、高橋作業療法士長、岡田主任、  
白砂主任
- ・関係課 すこやかなくらし包括支援センター：岩崎次長、福田副所長、  
佐藤上席保健師長

## 7 発言の内容

### (1) 第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画策定について

①計画策定に向けたスケジュールについて

森係長：資料1に基づき説明

（質疑なし）

## ②計画策定に向けたアンケート調査について

森係長：資料 2-1、2-2 に基づき説明

### 【原委員】

市境に住んでいる人たちの介護保険サービス（以下、「サービス」という。）の利用について、将来的に、隣接する妙高市などと包括協定のようなものを結び、市境の人が隣接市のサービスを利用できるような体制をとってもらいたいと考えている。

今回、上越市の居宅介護支援事業所のケアマネジャーにアンケート調査を行うということであるが、上越市の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが妙高市のサービス利用者を担当しているケースもあると思うので、市境におけるサービスの課題などについても調査してほしい。

### 【小林部長】

認知症対応型共同生活介護（以下、「グループホーム」という。）や地域密着型特別養護老人ホームなどの市が指定する地域密着型のサービス以外であれば、住んでいる市町村に関係なくサービスを利用することができる。例えば、中郷区や板倉区に住んでいる人が、妙高市の地域密着型以外のデイサービスに通うことは可能である。

### 【原委員】

認知症の人が施設で暴力行為などの問題を起こした場合、サービスの利用が制限されるケースがある。認知症の人の場合、地域密着型サービスの利用が多いので、その利用を制限されると行き場がなくなり、家族は疲弊してしまう。

そのため、将来的には、市域を超えて隣接市のサービスを利用できるような協定を結ぶことが必要だと考える。

### 【小林部長】

認知症の人が本来利用すべきサービスを利用できないということであれば、今回のアンケート調査とは切り離して、別の対応が必要だと考える。

### 【原委員】

市境に住んでいて、上越市あるいは妙高市のデイサービスを使いたいが、地域密着型のデイサービスのため、利用することができないというケースがあるかどうか、今回のアンケート調査で聞いてもらいたい。

**【小林部長】**

今回のアンケート調査ではなく、例えば、市境の中郷区や板倉区を担当している居宅介護支援事業所のケアマネジャーに個別に聞き取り調査を行うという手法もある。

**【原委員】**

上越市の場合、地域密着型のサービスは充足してきていると思うが、事業を廃止する事業所もあり、不安に思っている利用者もいる。

住んでいる市に、地域密着型のサービス事業所が少なく十分なサービスを受けることができない場合など、隣接市の地域密着型のサービスを利用するため、住所を移す人もいるのではないか。

**【小林部長】**

原委員の意見については、内部で検討させていただく。

**【矢澤委員】**

資料 2-2「介護人材確保・定着に係る施策に関するアンケート調査票」について伺いたい。

職員の実人数の回答について、入力上の注意の中で「他の事業所と兼務している職員は勤務時間の多少に関わらず1人としてカウント」とあるが、例えば、特別養護老人ホームとショートステイを兼務している職員やデイサービスとショートステイを兼務している職員もいる。兼務をすべて1人として数えると、実際に従事している人数よりも多く表示されることになるので、常勤換算人数を回答させてはどうか。

**【伊藤副課長】**

委員ご指摘のとおり、介護保険法の配置基準に基づく常勤換算で計算した方がより精緻な人数となるが、今回の調査にかかる事業所の負担を軽減するため、兼務の場合はいずれも1人としてカウントすることとした。

なお、このアンケート調査の内容については、現在、竹田委員が所属する新潟県老人福祉施設協議会の会長にも確認いただいているところであり、そちらの意見も踏まえながら、兼務のカウント方法についても検討したい。

(2) 地域包括支援センターに関する次期委託契約について

福田副所長：資料3に基づき説明

【竹山委員】

資料3の3ページの地域包括支援センターの業務について、権利擁護業務の中に成年後見制度の利用促進とあるが、どのようなことをするのか。

【福田副所長】

加齢とともに判断力がなくなってきた方の相談を受け、成年後見人制度や上越市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業などにつなぎ、その人に合った財産管理や身上保護に係る意思決定支援をしていくものである。

【竹内委員】

資料3の4ページの「イ）地域包括支援センターの機能強化」について、資格要件が「3職種（準じる者を含む）」となっているが、「準じる者」とは何か。

【福田副所長】

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を置くことされているが、これらに準ずる者の配置も認められているため、表記している。

例えば、保健師に準ずる者とは、看護師資格を持ち、かつ、地域の公衆衛生業務に1年以上携わった者のことであり、社会福祉士と主任介護支援専門員についても同様に準ずる者の規定がある。

【古川委員】

資料3の3ページの「地域包括支援センターの業務」と5ページの「令和6年度以降の業務分担イメージ」がうまく整理できない。3ページの図で、「包括的支援事業」と「指定介護予防支援事業等」が重なる「3職種の兼務」の部分が増加しているため、機能強化担当職員を配置し、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を担ってもらうという解釈でよいか。

【福田副所長】

新たに配置する機能強化担当職員については、資料3の3ページの図にある「第1号介護予防支援事業」や指定介護予防支援に係る「予防プラン作成業務」等を担うことで、現在3職種が行う予防プラン等の業務負担を軽減していきたいと考えている。

また、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、機能強化担当の配置により、3職種が確実に取り組める体制としていきたい。

**【中澤委員】**

地域包括支援センターを強化しようということは理解できるが、どのような人材がどの程度必要か、足りない人材をどのように担保しようとしているのかという具体的な人の動きが見えないため、議論が先に進まないように感じる。

**【小林部長】**

資料3の5ページの上段のイメージ図を見ていただきたい。右側の黄色で示している予防プランを担うケアマネジャー1人が担うべきプラン作成量が1.8人分あり、そのうちの0.8人分は左側の3職種3人が担っていることが、地域包括支援センターへの調査で分かった。つまり、残りの2.2人分で、3職種の本来業務である包括的支援業務に携わらなければならない状態にあるということである。

そこで、イメージ図中央に赤色で示した「機能強化担当職員」を新たに配置し、予防プラン作成業務を主に担ってもらおう。赤色の「機能強化担当職員」と黄色の「予防プランを担うケアマネジャー」の2人で、現在1.8人分ある予防プラン作成業務を行い、3職種については、なるべく包括的支援事業に専念してもらおうというものである。

現在は、包括的支援事業を担当する3職種3人と、予防プラン作成業務を担当する1人の計4人体制（障害・困窮生活相談業務担当を含めると5人体制）で動いているが、予防プラン作成業務の担当が1人では足りないので、令和6年度以降、機能強化担当職員を新たに1人増やし、5人体制（障害・生活相談業務担当を含めると6人体制）にするものである。

なお、人件費等の財源について、予防プラン作成業務を担当する職員の人件費等は、プラン作成の対価である介護報酬で賄っている。一方、3職種3人の人件費等は介護保険特別会計から市が委託料として支払っており、新たに配置する機能強化担当職員の人件費等については、プラン作成の対価分を差し引いた額を市委託料として支払うこととなる。

**【古川委員】**

資料3の5ページの赤枠部分の予防プラン作成業務は、財源が介護報酬となっているが、要支援1.2の人に対する予防プラン作成なので、介護予防・日常生活

総合事業（以下、「総合事業」という。）になるのではないか。

**【伊藤副課長】**

要支援 1.2 の人の予防プラン作成に対する介護報酬には 2 種類ある。一つは、福祉用具のレンタルなど介護予防給付のサービスを利用する人のプラン作成に対する介護報酬、もう一つは、介護予防給付のサービスを利用せず、総合事業のみを利用する人のプラン作成に対する介護報酬である。

したがって、資料 3 の 5 ページの赤い枠の予防プラン作成業務には、2 種類の介護報酬が含まれているとご理解いただきたい。

**【小林部長】**

介護予防給付のサービスは、介護給付費を財源とする介護報酬であり、総合事業は、地域支援事業費を財源とする介護報酬である。

**【羽尾会長】**

令和 6 年度以降の地域包括支援センターの業務分担イメージは分かったが、すでに機能強化担当職員を配置している市町村はあるのか。

**【福田副所長】**

新潟市や長岡市が配置している。長岡市には視察に行き、現場の担当者などから話を聞き参考にした。

**【古川委員】**

資料 2-2 の介護人材確保・定着に係る施策に関するアンケート調査の「2 職員の採用・離職状況」について、離職状況の選択肢が「自己都合」と「その他」だけになっているが、在職年数がどのくらいで離職しているのかを聞いた方がよいのではないか。また、離職の理由についても、具体的に書いてもらった方がよいのではないか。

**【伊藤副課長】**

在職年数と離職理由を追加する方向で検討していきたい。

8 問合せ先

健康福祉部高齢者支援課介護指導係

TEL025-520-5704

E-Mail : kaigo@city.joetsu.lg.jp

## 9 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。